

令和7年度 周南市営墓地 使用者募集要項

申込期間 令和7年10月1日(水)～10月31日(金) (郵送不可)
(受付は平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

問い合わせ先 周南市役所 環境生活部 環境政策課

〒745-8655

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所本庁舎2階

電話番号0834-22-8322

FAX 0834-22-8325

目次

- 1 募集日程について（申込みから使用許可まで）
- 2 申込み資格について
- 3 申込み方法について
- 4 募集区画及び使用料について
- 5 申込み時の注意事項について
- 6 申請用紙の記入例について
- 7 抽せん日時及び会場について
- 8 抽せん方法及び抽せん結果について
- 9 当せんされた方へ（添付書類について）
- 10 市営墓地使用上の注意点

【配布資料】

- ・令和7年度 周南市営墓地 使用者募集要項（本紙）
- ・令和7年度周南市営墓地募集区画一覧表
- ・市営墓地使用の手引き
- ・周南市営墓地使用申込書（今回提出する書類）
- ・募集区画地図・図面（必要な墓地のみお渡しします）

1 募集日程について（申込みから使用許可まで）

内 容	期 間	備 考
(1)募集要項配布・申込期間	令和7年10月1日(水) ～10月31日(金) 平日の午前8時30分 から午後5時15分まで ※郵送不可	必要書類 ・周南市営墓地使用申込書 ・世帯全員の住民票（本籍・続柄入、3か月以内に発行されたもの、写しでも可） ・火葬許可証の写し（納骨等証明書の写し）、または死亡日の確認できる戸籍謄抄本等
(2)確定通知又は抽せん会通知	令和7年11月5日(水) 発送	申込1人：決定通知 申込2人以上：抽せん会通知
(3)抽せん会	対象者と調整	抽せん会詳細は個別に通知
(4)決定者又は当せん者の手続（墓地使用申請）	令和7年11月28日(金) 午後5時15分まで	必要書類一式提出
(5)墓地使用料納付	納付書記載の納付期限内	
(6)墓地使用許可	使用料納付確認後	使用料納付確認後、「墓地使用許可証」を郵送

（書類提出先）周南市役所本庁舎2階 環境政策課

＊ 馬神墓地については、常時募集しています。

(1) 募集要項配布

周南市役所環境政策課、または、新南陽・熊毛・鹿野各総合支所市民福祉課で配布します。
要項を受け取られたら、申込みを希望する区画について必ず現地を確認してください。

(2) 申込について

申込み資格を確認し、「周南市営墓地使用申込書」等の必要書類を環境政策課に提出してください。

- ＊ 受付時間は、土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までです。
- ＊ 申請後の申込区画の変更はできませんのでご注意ください。

(3) 決定通知・抽せん会の通知

決定者及び抽せん対象者に対して、以下のとおり通知を発送します。

- ・申し込みが1人の区画・・・11月5日(水)に決定通知を発送
 - ・2人以上の申し込みがあった区画・・・11月5日(水)に抽せん会の通知を発送
- なお、抽せん会の詳細については、対象者に別途通知します。

(4) 抽せん会

抽せん会は公開とし、くじにより当せん者を決定します。また、申込がなかった区画があれば、はずれた方を対象に2次抽せんを行います。

(注意事項)

抽せん会に不参加の場合は、辞退されたものとみなしますのでご注意ください。

(5) 当せんされた方の手続き

当せん者は、必要書類一式を提出していただきます。

資格審査で申込資格がないことが判明した場合及び必要書類が提出できない場合は当せん無効となります。

(6) 墓地使用料の納付

上記(5)により、書類を提出された方に対し、市から墓地使用料の納付書を発送します。

墓地使用料については、納付書に記載された納付期限日までに納入場所へ納付してください。

(7) 使用許可

墓地使用料の納付確認後、墓地使用許可証を交付（郵送）いたします。

※許可証の交付をお急ぎの方は、環境政策課にご相談ください。

2 申込み資格について

下記の条件にすべて該当される方

- (1) 周南市に住所または本籍を有すること
※ただし、周南市に本籍のみを有し市外に居住の方は、周南市内に居住の方を代理人に選定する必要があります（周南市営墓地使用条例第6条）
- (2) 祭祀の主宰者であること（例：死亡者の配偶者、子等）
- (3) 納骨する焼骨を持っていること
- (4) 使用許可を受けた日から2年以内に墓碑の建立ができること
- (5) 他に市営墓地の貸し付けを受けていない世帯であること
（既に市営墓地の使用許可を受けている方（又は、使用許可を受けている同居家族がいる場合）は、お申込みできません）

3 申込み方法について

申込みをされる方は、提出期間内に以下の書類を提出してください。（郵送不可）

- (1) 必要書類
 - ① 周南市営墓地使用申込書
* 申込み資格を必ず確認してください。資格のない方は申し込めません。
* 記入漏れのないようご注意ください。
* ご希望の墓地名、申込番号をご記入ください。
 - ② 世帯全員の住民票（本籍・続柄入、3か月以内に発行されたもの、写しでも可）
 - ③ 火葬許可証の写し（納骨等証明書の写し）、または戸籍謄抄本（納骨予定者の死亡日の確認できるもの）等
- (2) 申込期間 令和7年10月1日(水)～令和7年10月31日(金)
平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 提出先 周南市役所環境政策課、各総合支所

<注意事項>

- ・ 申請は1区画とし、重複して申し込むことはできません。
- ・ 申請後の区画変更はできません。
- ・ 各区画の申込み状況は、お問い合わせください。（前日時点の状況をお知らせします。）
- ・ 現状での貸し付けとなりますので、必ず現地の周辺環境を含めてご確認の上、お申し込みください。

4 募集区画及び使用料について

募集区画の数は下記のとおりです。

1 区画ごと詳細は、「令和7年度周南市営墓地募集区画一覧表」を、位置は各墓地の区画図面をご覧ください。

また、現地には募集区画の申込番号の立札表示がありますのでご確認ください。

名 称	面 積	募集 区画数	使用料※	備 考
大迫田共同墓地	2.0㎡～ 3.4㎡	49区画	101,212円～ 172,060円	碑石形状・高さ制限有
オヶ峠共同墓地	2.7㎡～ 3.1㎡	10区画	84,272円～ 96,757円	高さ制限なし
北山共同墓地	3.2㎡～ 4.3㎡	2区画	70,787円～ 95,120円	高さ制限なし
光万寺墓地	1.5㎡～ 6.3㎡	13区画	199,500円～ 837,900円	高さ制限なし
石仏墓地	1.8㎡～ 2.1㎡	8区画	216,000円～ 252,000円	高さ制限なし
平床墓地	2.2㎡～ 3.3㎡	17区画	264,000円～ 396,000円	高さ制限なし

※周南市に本籍のみを有し市外に居住の方の墓地使用料は、大迫田・オヶ峠・泉原・北山共同墓地については上記の2倍、光万寺・石仏・平床墓地については1.5倍の使用料になります。

5 申込み時の注意事項について

申込時

- (1) 次の場合は申込みが無効となります。
 - ・同一人物が複数の申請をした場合
 - ・同一世帯で複数の者が申請をした場合
 - ・同一の遺骨で複数の者が申請をした場合（分骨）
- (2) 申込みされた希望の墓地、区画は変更できません。

申込書について

「6 申込用紙の記入例」（次ページ）をご参照ください。

□周南市営墓地使用申込書

⇒ 希望する区画の申込番号及び区画記号は、「令和7年度周南市営墓地募集区画一覧表」をご参照ください。

周 南 市 墓 地 使 用 申 込 書

年 月 日

周南市長 宛

申請者 〒745-8655

住所 周南市岐山通1丁目1番地

氏名 周南 太郎

電話 0834-22-8322

下記のとおり市営墓地の使用を申し込みます。

抽せんとなった場合は、抽せん会に参加します。

希 望 墓 地 名	大迫田共同墓地
希望申込番号 (区 画 記 号)	(- - -)
納骨予定者・関係	亡 周南 一郎 ・ 父
*受 付 印	

添付書類 1 世帯全員の住民票（本籍・続柄入、3か月以内に発行されたもの、写しでも可）

2 火葬許可証等の写しまたは納骨予定者の死亡日のわかる戸籍

7 抽せん日時及び会場について

抽せんは、以下の日時・場所で行います。

抽せん日	対象者と調整
会 場	周南市役所本庁舎内会議室

＊ 抽せん会の案内は、11月5日(水)に発送予定です。万一、決定通知または抽せん会案内通知が11月12日(水)までに届かない場合は、環境政策課（TEL0834-22-8322）までご連絡ください。

8 抽せん方法及び抽せん結果について

- (1) 公開抽せんいたします。
- (2) 申込者ご本人又はご家族の方に、くじを引いていただき決定します。
- (3) 申込者ご本人が当日参加できない場合は、ご家族の方を代理として抽せん会に参加することができます。（代理の方に11月5日に発送する抽せん会の案内の書類を渡して持参するようにお願いします。）
- (4) 抽せん結果について、電話での問い合わせには応じられません。

(注意事項)

抽せん会に参加されない場合は、辞退とみなします。

抽せんは、次の順で行います。

- 1次抽せん 申込み時に2人以上となった区画について行います。
- 2次抽せん 申込み時に0人となった区画について行います。
参加できるのは、1次抽せんに外れた方で当日抽せん会に参加されている方に限りますのでご注意ください。申込みが0人の区画がなかった場合、2次抽せんはありませんのでご容赦ください。
2次抽せんの申込書は、抽せん会の案内とともに郵送します。
- 3次抽せん 抽選区画、または抽選参加者がなくなるまで、行います。

9 当せんされた方へ（必要書類の提出について）

当せんされた方は、次の必要書類を令和7年11月28日(金)午後5時15分までに提出してください。

〔必要書類〕

- (1) 墓地使用許可申請書
- (2) 誓約書
- (3) 申請者の世帯全員の住民票（本籍・続柄の記載のあるもの）
※申込み時に原本提出済みの方は不要

※以下は周南市に本籍のみを有し、市外在住の方のみ提出が必要

- (4) 墓地使用代理人選定届
- (5) 代理人の住民票の写し

（備考）

必要書類については、

申込みが1人で当せんされた方・・・郵送（11月5日に決定通知書とともに発送します）

申込みが2人以上で抽せん会で当せんされた方・・・抽せん会の会場で配付

なお、当せんされた方が、期日までに上記の必要書類を提出できない場合は、無効となる場合がありますので、ご注意ください。

10 墓地使用上の注意点

墓地の使用については、周南市営墓地使用条例及び施行規則に従ってください。

以下の場合は、周南市役所環境政策課または、新南陽・熊毛・鹿野各総合支所市民福祉課へ届出が必要です。

- ①使用者が亡くなり、使用の承継をするとき。墓地使用は祭祀の承継人（親族）のみすることができます（条例第7条）
- ②転居・婚姻等で使用者又は代理人の住所・本籍等が変わったとき（施行規則第6条）

〔周南市営墓地使用条例抜粋〕

使用権の承継（条例第7条）

墓地の使用は、祭祀の承継人がその原因発生後速やかに市長に届け出て、承認を得て承継することができる。

使用許可の取消し（条例第11条）

市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。
 - (2) 使用者が使用場所を転貸したとき。
 - (3) その他この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
 - (4) 詐欺その他不正行為により使用許可を受けたとき。
- 2 前項の規定により使用許可を取り消されたときは、使用者は直ちにその場所を原状に復し、市に返還しなければならない。
- 3 使用者が前項の処理を行わなかったときは、市長において原状に復し、その費用は使用者から徴収する。